

事務事業名		農地法等に基づく許認可事務事業				☐ 実施計画登載事業		☐ 合併建設計画登載事業								
政策体系	政策名	05 豊かな市民生活を実現する産業の振興				事業期間		予算科目								
	施策名	20 産地化をめざした農林業の振興						会計	款	項	目	事業				
	基本事業名	01 農業経営の安定化						01	06	01	01	02				
根拠法令	農地法															
所属	部課名	農業委員会事務局				☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 昭和27 年度～) ☐ 期間限定複数年度 (計画期間) 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入										
	係名	農地係	電話	27-3111												
			内線	356												
事務事業の概要 (具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)										全体計画 (※期間限定複数年度のみ)						
農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法定業務の遂行。 主な事業内容 ①農地法にかかる申請の受付・審査業務 ②総会業務 (総会の招集・議案の調整・申請地の現地調査資料の作成) ③許可業務 (総会で許可とされた議案を県の諮問を経た後、許可決定通知書を送付) 総会前には、事務局・担当地区農業委員が事前に現地調査を行う。 主な支出 ①農業委員の費用弁償 ②県の諮問会議への出席旅費										総 投 入 量 (千円)	事業 費 内 訳	国庫支出金				
												都道府県支出金				
												地方債				
												その他				
												一般財源				
										事業費計 (A)	0					
										正規職員従事人数						
										延べ業務時間						
										人件費計 (B)	0					
										トータルコスト(A)+(B)	0					

1 現状把握の部 (DO)

(1) 事務事業の目的と指標		(5) 活動指標 (事務事業の活動量を表す指標)	
① 手段 (主な活動)		名称 単位	
前年度実績 (前年度に行った主な活動)		ア	申請受理件数 件
農地法に係る許可申請の受付・審査 (毎月)		イ	総会開催数 回
総会の開催 (毎月)		ウ	
今年度計画 (今年度に計画している主な活動)			
前年度と同じ。			
② 対象 (誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等		(6) 対象指標 (対象の大きさを表す指標)	
農地法に係る許可申請対象農地		カ	申請農地面積 m ²
		キ	
		ク	
③ 意図 (この事業によって、対象をどう変えるのか)		(7) 成果指標 (対象における意図の達成度を表す指標)	
法律に則った権利の設定・移動がなされる。		サ	許可件数 件
		シ	
④ 結果 (基本事業の意図: 上位の基本事業にどのように貢献するのか)		ス	
農地の効率的な利用や経営の安定が図られ、農産物が安定して高く売れる。			

(2) 総事業費・指標等の推移		年度	17年度 (実績)	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)
投入量	事業費	単位						
	財源内訳	千円						
	国庫支出金	千円						
	都道府県支出金	千円		158	257	299	269	823
	地方債	千円						
	その他	千円						
	一般財源	千円						
	事業費計 (A)	千円	0	158	257	299	269	823
	人件費	人	3	3	3	3	3	3
	延べ業務時間	時間	480	480	480	480	480	480
指標	人件費計 (B)	千円	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
	トータルコスト(A)+(B)	千円	1,920	2,078	2,177	2,219	2,189	2,743
	⑤ 活動指標	ア 件	122	109	117	87	70	98
		イ 回	13	12	13	13	12	11
		ウ						
	⑥ 対象指標	カ m ²	130,334	104,504	179,581	74,512	80,680	103,000
		キ						
		ク						
	⑦ 成果指標	サ 件	122	109	117	87	70	98
		シ						
		ス						

事務事業ID	0742	事務事業名	農地法等に基づく許認可事務事業
--------	------	-------	-----------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等			
① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？			
昭和27年の農地法制定による。			
② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？			
農地法第3条による農地の貸借(経営移譲年金の受給のための使用貸借等)が増加傾向にある。 平成20年度から農地法第4条及び第5条による農地を、住宅用地やその他の施設用地等に転用する件数は減少傾向にあったが、22年度は前年度と比較すると増加した。 平成19年度に農地法第4条及び第5条に係る事務等を、岩手県から大船渡市に権限委譲された。			
③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？			
狭小な農地の多い大船渡市においては、農地を売買・貸借する際に必要な農地法で定められている面積要件(農地取得後の経営面積が50㎡以上であること)を満たすことが非常に難しい状況であった。そのため、新規就農者や自給農家等から大船渡市の現状に即した面積要件を設定してほしいとの要望があり、平成21年12月の農地法改正により、農業委員会が独自に面積要件を引き下げることができるようになり、大船渡市では下限面積を10㎡に引き下げた。			

2 評価の部(SEE)＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価			
目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒ [理由] → 3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 結びついている ⇒ [理由] → 法に則った農地の権利の移動・設定を行うことにより、農地の適正な利用が図られる。このことにより、農林業の振興という施策に結びつく。	
	② 公共関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒ [理由] → 3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 妥当である ⇒ [理由] → 農地は、食糧生産資源のひとつであり、無秩序に権利の移動・設定(転用を含む)が行われると、食料の安定した生産に支障をきたすため、公的規制が必要である。	
	③ 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒ [理由] → 3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 適切である ⇒ [理由] → 農地法の規定に則しており、類似した法律もないため、対象・意図は適切である。	
有効性 評価	④ 成果の向上余地	☒ 向上余地がある ⇒ [理由] → 3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☐ 向上余地がない ⇒ [理由] → 農地に関する権利の移動・設定(転用を含む)の手続きの必要性を、今後さらに農地所有者(非農家を含む)に周知していく必要がある。	
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	☐ 影響無 ⇒ [理由] → 3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 影響有 ⇒ [その内容] → 農地の権利の移動・設定(転用を含む)が無秩序に行われると、効率的な農地利用が困難になり、食料の安定した生産に支障をきたすことになる。	
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☐ 他に手段がある (具体的な手段, 事務事業) ☐ 統廃合・連携ができる ⇒ [理由] → 3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒ [理由] → 農地法に規定されており、類似事業はない。 ☒ 他に手段がない ⇒ [理由]	
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒ [理由] → 3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 削減余地がない ⇒ [理由] → 事業費は農業委員の総会出席のための費用弁償と岩手県の諮問会議への出席旅費に係るものであり、必要経費は岩手県から補填されている。	
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒ [理由] → 3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 削減余地がない ⇒ [理由] → 県知事から権限委譲を受けた事務事業であり、その申請内容の確認のためには庁内の関係課で保管している個人情報等の資料を閲覧しなければならないため、アウトソーシングすることは困難である。	
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒ [理由] → 3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 公平・公正である ⇒ [理由] → 岩手県から大船渡市に権限委譲されている事務であり、受益者負担を設定することができない。	

事務事業ID	0742	事務事業名	農地法等に基づく許認可事務事業
--------	------	-------	-----------------

3 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 1次評価者としての評価結果 (2枚目と整合を図ること) <table border="1"> <tr> <td>① 目的妥当性</td> <td>☒ 適切</td> <td>☐ 見直し余地あり</td> </tr> <tr> <td>② 有効性</td> <td>☐ 適切</td> <td>☒ 見直し余地あり</td> </tr> <tr> <td>③ 効率性</td> <td>☒ 適切</td> <td>☐ 見直し余地あり</td> </tr> <tr> <td>④ 公平性</td> <td>☒ 適切</td> <td>☐ 見直し余地あり</td> </tr> </table>		① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	② 有効性	☐ 適切	☒ 見直し余地あり	③ 効率性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	④ 公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	(2) 全体総括(振り返り、反省点) ・農地を転用する場合、農地法第4条及び第5条に係る許可申請が必要であることが農業者等に十分に周知されていないことが見受けられるので、今後も機会を捉えて周知する必要がある。 ・平成21年12月の農地法改正により、農業委員会が独自に農地の権利取得にあたっての下限面積(50%以上)を引き下げることができるようになったため、大船渡市では下限面積を10%に引き下げた。																			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																															
② 有効性	☐ 適切	☒ 見直し余地あり																															
③ 効率性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																															
④ 公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																															
(3) 次年度の方向性(改革改善案)・・・複数選択可 (ただし、廃止・休止・現状維持は他と重複不可) <table border="1"> <tr> <td>☐ 廃止</td> <td>☐ 休止</td> <td>☐ 目的再設定</td> <td>☐ 事業統合・連携</td> <td>☐ 現状維持</td> </tr> <tr> <td colspan="5">事業のやり方改善 (☒ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善)</td> </tr> </table> (上記方向性に対する具体的な内容) 農地を転用するには、農地法第4条又は第5条に係る許可申請手続きが必要であることについて、農地パトロールを行う8月から10月の期間に市の広報に記事掲載し、農家等への周知を行う。		☐ 廃止	☐ 休止	☐ 目的再設定	☐ 事業統合・連携	☐ 現状維持	事業のやり方改善 (☒ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善)					(4) 改革・改善による期待成果 左記(3)の改革改善案を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (廃止・休止の場合は記入不要) <table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上		●		維持			×	低下		×	×
☐ 廃止	☐ 休止	☐ 目的再設定	☐ 事業統合・連携	☐ 現状維持																													
事業のやり方改善 (☒ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善)																																	
		コスト																															
		削減	維持	増加																													
成果	向上		●																														
	維持			×																													
	低下		×	×																													
(5) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等 広報の記事掲載の際に、転用許可申請の必要性を市民が理解しやすいようなレイアウトを検討する必要がある。																																	

(職 名) ※原則として施策の主管課長

4 事務事業の2次評価結果

2次評価者	農業委員会事務局長
-------	-----------

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合 ①記述水準(1次評価の記述内容を読んだ段階で選択) ☐ 記述不足でわかりにくい ☒ 一部記述不足のところがある ☐ 記述は十分なされている ②評価の客観性水準(2次評価を行った後に総合的に判断して選択) ☐ 客観性を欠いており評価が偏っている(事務事業の問題点、課題が認識されてない) ☒ 一部に客観性を欠いたところがある ☐ 客観的な評価となっている(事務事業の問題点、課題が認識されている)		(3) 評価結果の根拠と理由 農地台帳・地目情報システムを活用し、正確な現況把握を行うことにより、事務処理時間が短縮される。無断転用等を防止するため、農地所有者等に手続きの必要性について、ホームページや広報で周知方法を考えとともに、農地パトロールを徹底する。																																	
(2) 2次評価者としての評価結果 <table border="1"> <tr> <td>① 目的妥当性</td> <td>☒ 適切</td> <td>☐ 見直し余地あり</td> </tr> <tr> <td>② 有効性</td> <td>☐ 適切</td> <td>☒ 見直し余地あり</td> </tr> <tr> <td>③ 効率性</td> <td>☒ 適切</td> <td>☐ 見直し余地あり</td> </tr> <tr> <td>④ 公平性</td> <td>☒ 適切</td> <td>☐ 見直し余地あり</td> </tr> </table>		① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	② 有効性	☐ 適切	☒ 見直し余地あり	③ 効率性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	④ 公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	(5) 改革・改善による期待成果 左記(4)により期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。また、1次評価と内容が異なる場合には、1次評価の結果も「○」で記入する。 (廃止・休止の場合は記入不要) <table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上		●		維持			×	低下		×	×
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																																	
② 有効性	☐ 適切	☒ 見直し余地あり																																	
③ 効率性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																																	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																																	
		コスト																																	
		削減	維持	増加																															
成果	向上		●																																
	維持			×																															
	低下		×	×																															
(4) 次年度の方向性(改革改善案)・・・複数選択可 (ただし、廃止・休止・現状維持は他と重複不可) <table border="1"> <tr> <td>☐ 廃止</td> <td>☐ 休止</td> <td>☐ 目的再設定</td> <td>☒ 事業統合・連携</td> <td>☐ 現状維持</td> </tr> <tr> <td colspan="5">事業のやり方改善 (☒ 有効性改善 ☒ 効率性改善 ☐ 公平性改善)</td> </tr> </table> (上記方向性に対する具体的な内容) 改正農地法が施行され、農地の利用状況調査(農地パトロールとして位置付け)が義務付けられた。農業委員と事務局が協力して、申請漏れの防止や違反転用の指導をしていく。		☐ 廃止	☐ 休止	☐ 目的再設定	☒ 事業統合・連携	☐ 現状維持	事業のやり方改善 (☒ 有効性改善 ☒ 効率性改善 ☐ 公平性改善)																												
☐ 廃止	☐ 休止	☐ 目的再設定	☒ 事業統合・連携	☐ 現状維持																															
事業のやり方改善 (☒ 有効性改善 ☒ 効率性改善 ☐ 公平性改善)																																			

5 最終評価結果

(1) 行政経営推進会議等での指摘事項
